

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定

都市計画東池袋一丁目地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

幅員の（ ）は全幅員を示す。

名称		東池袋一丁目地区第一種市街地再開発事業			
施行区域面積		約 1.5ha			
公共施設 の配置 及び規模	道路	種別	名称	規模	備考
		幹線道路	放射第 8 号線	幅員 20.0m (40m)、延長約 110m	既設
		区画道路	特別区道 12-20 号線	幅員 5.8m (9m)、延長約 110m	拡幅整備
			特別区道 12-40 号線	幅員 9.0m (12m)、延長約 60m	拡幅整備
特別区道 12-21 号線	幅員 6.3m (12m)、延長約 130m		拡幅整備		
建築物の 整備	建築面積	延べ面積 [容積対象面積]	主要用途	高さの限度	備考
	約 8,000 m <sup>2</sup>	約 145,000 m <sup>2</sup> [約 118,800 m <sup>2</sup> ]	事務所、文化施設、 駐車場	180m (T.P.+31.4m)	
建築敷地 の整備	建築敷地面積	整備目標			
	約 9,900 m <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内に約 2,000 m<sup>2</sup> (2ヶ所) 及び約 900 m<sup>2</sup>の地区広場を整備し、ハレザ池袋又は池袋駅からの歩行者や緑のネットワークを形成する。</li> <li>道路境界から壁面を後退させ、幅員 2mの歩道状空地を整備し、快適な歩行者空間を確保する。</li> </ul>			
参考		地区計画区域内及び都市再生特別地区内にあり。			

「施行区域、公共施設の配置及び建築物の高さの限度は、計画図表示のとおり」

理由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、高度な事務所機能やアート・カルチャー機能の一体整備による複合機能集積地の形成、ハレザ池袋や池袋駅からの連続的な歩行者空間の整備等を通じて国際競争力の強化を図るため、第一種市街地再開発事業を決定する。